

- 税制改革法案が実現に向け前進
- 目下、個人・法人所得税率の引き下げを中心に調整中
- 10年間で1.4兆ドル規模の財政赤字拡大が見込まれる

税制改革法案が実現に向け前進

12月2日、上院本会議は税制改革法案の採決を行い、同法案を賛成51・反対49で可決しました。税制改革法案については、下院でも11月16日に同様の法案が可決され、現在は両院協議会で法案の一本化作業が行われています。上院の共和党議席数が100議席中52議席と法案成立に必要な過半数の獲得が容易ではないため、上院案に寄せる形で調整が進められているものとみられます。

目下、個人・法人所得税率の引き下げを中心に調整中

上下両院の税制改革案をみますと、個人税制改革について、下院は個人所得税の現行7段階の限界税率を12%、25%、35%、39.6%の4段階へ簡素化することを盛り込みました。一方、上院案では7段階のまま税率を引き下げることが提案されています。両院租税合同委員会によれば、個人税制改革に伴う財政収支への影響（10年間）は上院案で1兆213億ドルにのぼる見通しです（図表1）。

また、法人税制改革では、米国企業の国際競争力向上などを狙いとして、下院、上院ともに連邦法人税率の引き下げ（35%→20%）を提案しました。しかしながら、下院は開始時期を2018年、上院は2019年としています。

このほか、国際法人税制改革では、上院、下院ともに、米国企業の海外利益への課税を、現行の米国で行う方式から、利益が生じた国で行う方式へと移行することを提案しています。海外に積み上げられた留保利益についても、優遇税率を課し米国への環流（レパトリ）を促す措置を講じています。

10年間で1.4兆ドル規模の財政赤字拡大が見込まれる

両院租税合同委員会は、上院案が2018年度～2027年度の10年間に財政赤字へ及ぼす影響について1兆4467億ドル（年平均値の対名目GDP比率は0.7%）と試算しています。財政赤字が膨らむ一方で、米国景気への好影響が見込まれます。財政改革実施により予想される財政収支への影響を年度毎にみると、2019年度を中心に財政赤字が大きく膨らんでおり、同時期に比較的大きな景気刺激効果が期待できそうです（図表2）。

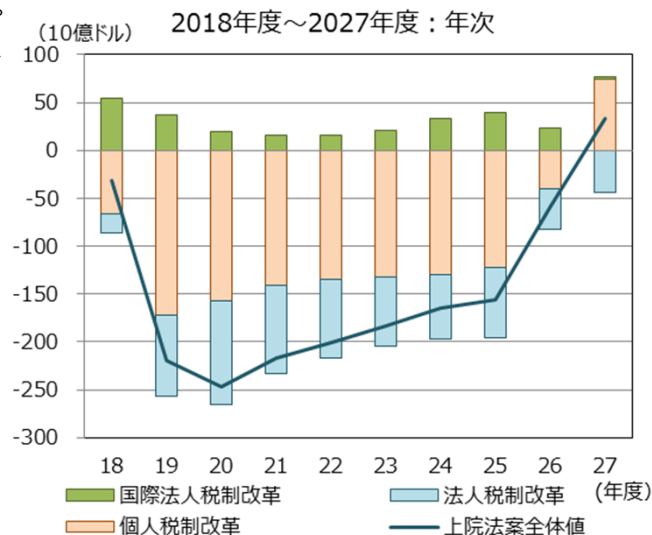
（2017年12月12日 13時00分執筆）

図表1 税制改革案の概要

項目（主要項目）	2018 2027年度の財政収支への影響と概要（10億ドル）	
	下院案	上院案
個人税制改革	-963.7	-1021.3
個人所得税率変更	4段階。恒久	7段階。10年間
法人税制改革	-754.2	-687.2
法人税率（35%⇒20%）	18年開始	19年開始
国際法人税制改革	278.4	261.8
課税方式の変更	源泉地課税方式	
レパトリ税率（非流動/流動資産）	7%/14%	7.5%/14.5%
合計	-1,436.8	-1,446.7

出所：両院租税合同委員会資料を基にアセットマネジメントOneが作成
（注）下院は歳入委員会案（11月9日）

図表2 税制改革案の財政収支への影響



出所：両院租税合同委員会資料を基にアセットマネジメントOneが作成
（注）上院法案。年度は10月～9月

上記図表などは、将来の経済、市況、その他の投資環境にかかる動向などを示唆、保証するものではありません。

巻末の投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項を必ずお読みください。

投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項

【投資信託に係るリスクと費用】

● 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、株式、債券および不動産投資信託証券（REIT）などの値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替リスクもあります。）に投資をしますので、市場環境、組入る有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

● 投資信託に係る費用について

[ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。]

■ お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料：上限3.78%（税込）

換金時手数料：換金の価額の水準等により変動する場合がありますため、あらかじめ上限の料率等を示すことができません。

信託財産留保額：上限0.5%

■ お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）：上限 年率2.6824%（税込）

上記は基本的な料率の状況を示したものであり、成功報酬制を採用するファンドについては、成功報酬額の加算によってご負担いただく費用が上記の上限を超過する場合があります。成功報酬額は基準価額の水準等により変動するため、あらかじめ上限の額等を示すことができません。

■ その他費用・手数料

上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。投資信託説明書（交付目論見書）等でご確認ください。その他費用・手数料については定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用（上限額等を含む）を表示することはできません。

手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することはできません。

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。

費用の料率につきましては、アセットマネジメントOne株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。

投資信託は、個別の投資信託ごとに投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国が異なることから、リスクの内容や性質、費用が異なります。投資信託をお申し込みの際は、販売会社から投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時にお渡ししますので、必ずお受け取りになり、内容をよくお読みいただきご確認のうえ、お客さまご自身が投資に関してご判断ください。

税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となる場合があります。

【ご注意事項】

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成したものです。
- 当資料は、情報提供を目的とするものであり、投資家に対する投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
- 投資信託は、
 1. 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象ではありません。
 2. 購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
 3. 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。